

村内事業者等へお勤めの方へ

玉川村立地企業従業員用定住奨励金



村内に立地する企業にお勤めの方で、村内のアパート等へ入居される転入者の方へ、賃料の一部(1/2)を、最大3年間支援します。

対象者

- 転入日における年齢が満30歳以下であること。
- 立地企業に正規雇用されている者であること。
- 立地企業への就業に伴う転入者等であること。
- 交付申請日において、世帯主であること。
- 市町村税等の滞納がないこと。
- 村内のアパート等へ入居予定している者で、将来とも村内に居住し、永住の意思を有する者であること。
- 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けた者でないこと。

必要書類

- 玉川村立地企業従業員用定住奨励金認定申請書(様式第1号)
- 住民票(世帯全員のもので、世帯主、続柄、転入前住所記載のもの)
- 就労証明書(様式第2号)
- アパート等の賃貸借契約書の写し
- 前年度分の納税証明書

その他

- 奨励金の上限額は30,000円(月額)です。
- 奨励金は、年度末(3月)に当該年度分(年間分)を交付します。
- 公営住宅は、奨励金の対象となりません。
- 交付決定より、最大3年間支援します。
- アパート等に入居後(転入後)6ヶ月以内に申請してください。

問い合わせ先 玉川村役場産業振興課 TEL 0247-57-4629

FAX 0247-57-3952

<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/>